

平成27年度 指定管理者総合評価表

1 指定管理者

施設名	丸岡公園
指定管理者名	きりしまPPP株式会社
指定期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日
施設概要	<p>1 霧島市丸岡会館の概要</p> <p>① 施設名 霧島市丸岡会館</p> <p>② 位置 霧島市横川町上ノ3201番地54</p> <p>③ 開設年度 昭和59年度 平成16年度 (まるおか桜苑)</p> <p>④ 構造・面積 丸岡会館：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 706.40㎡ まるおか桜苑：鉄骨造2階建 延床面積 409.00㎡</p> <p>⑤ 設置目的 市民の社会連帯意識を高め、文化教養の向上を図り、併せて保養と福祉の増進に利用することによって豊かで明るい郷土をつくるため設置</p>
	<p>2 霧島市横川体験農園の概要</p> <p>① 施設名 霧島市横川体験農園</p> <p>② 位置 霧島市横川町上ノ3600番地</p> <p>③ 開設年度 平成11年度</p> <p>④ 面積 42㎡(小区画)、1,110㎡(大区画)</p> <p>⑤ 設置目的 農業者以外の者が野菜又は花等を栽培し、自然にふれあいながら農業に対する理解を深めること等を目的として設置</p>
	<p>3 霧島市横川勤労者技術研修館の概要</p> <p>① 施設名 霧島市横川勤労者技術研修館</p> <p>② 位置 霧島市横川町上ノ3201番地54</p> <p>③ 開設年度 昭和59年度</p> <p>④ 構造・面積 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 185.12㎡</p> <p>⑤ 設置目的 企業従業員の研修及び各種会合等の用に供するため設置</p>
	<p>4 丸岡公園の概要</p> <p>① 施設名 丸岡公園 (都市公園)</p> <p>② 位置 霧島市横川町上ノ3201番地1他</p> <p>③ 開設年度 昭和43年度</p> <p>④ 面積 272,000㎡</p> <p>⑤ 設置目的 霧島連山を一望でき、豊かな自然と眺望に優れた風光明媚な市民の憩いの場として、市民の心身の育成と健康増進を図り、またレクリエーション活動や観光の拠点として、重要な役割を果たすため設置 主な施設：緑地広場、ゴーカート、日本庭園、東屋、スロープカー等</p>
	<p>5 霧島市横川農業交流センターの概要</p> <p>① 施設名 霧島市横川農業交流センター</p> <p>② 位置 霧島市横川町上ノ3590番地9</p> <p>③ 開設年度 平成11年度</p> <p>④ 構造・面積 鉄骨造平屋建 延床面積 790.90㎡</p> <p>⑤ 設置目的 農業経営技術の向上及び地域住民の連帯意識を高め地域の活性化を図ることを目的として設置</p>
	<p>6 霧島市森林活用環境施設の概要</p> <p>① 施設名 霧島市森林活用環境施設</p> <p>② 位置 霧島市横川町上ノ3590番地3</p> <p>③ 開設年度 平成11年度</p> <p>④ 構造・面積 木造2階建 延床面積 52.17㎡ 8棟</p> <p>⑤ 設置目的 住民に森林を利用したレクリエーションの場を提供し、住民の健康増進を図るため設置</p>
指定管理者の業務	<p>管理施設の維持管理に関する業務</p> <p>管理施設の使用許可に関する業務</p> <p>管理施設の利用料金の収受に関する業務</p> <p>公園の利用の禁止及び制限に関する業務</p> <p>その他市または指定管理者が必要と認める業務</p> <p>有料公園施設の利用の許可等に関する業務</p>

※評価は◎良好、○適当、△不適當3段階

※評価点数は3段階の評価区分を点数化して表す。◎⇒3点、○⇒0点、△⇒-3点として合計点を求める。

## 2 管理運営状況に対する評価

### (1)管理状況

指標	評価	評価に対する説明
1 開館時間、休館日の運用	○	施設の設置条例の開館時間や休館日を遵守した。 季節によっては利用時間等の延長も行われ、市民サービスの向上が図られる。
2 法令の順守	○	関係法令を遵守している。
3 適正な人員配置	○	管理運営するために必要な人員及び資格者を適正に配置している。
4 従事者の労働環境確保	○	労働関係法令が遵守されている。
5 従事者の教育・研修	○	従事者の教育や研修が適切に行われている。
6 緊急事態の対応	◎	事故、災害等の緊急事態に対する対応（準備）が非常に良くできている。
7 文書の管理保存	○	作成、受領した文書管理がなされている。
8 報告書等の提出	○	月例報告書、事業報告書、その他報告等の提出が適切であった。
9 利用料金の承認手続き	○	利用料金の承認手続きは適切であった。
10 口座管理、経理の区分	◎	指定管理者の収支は専用口座で管理し、経理区分が整理されており明確である。
11 付保する保険	○	協定書で指定する賠償保険に加入している
12 施設の使用許可及び条件	◎	施設使用許可、使用制限、使用条件の変更、設置条例に従い実施し、独自にホームページ等で利用条件等の周知も行った。
13 備品の管理	○	備品の管理（点検や修繕等）を適切に行った。
14 施設の修繕管理	○	修繕の執行が適切に行われている。
15 清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務	○	清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務を適切に行った。
管理状況に対する評価点数	9	

### (2)運営状況

指標	評価	評価に対する説明
16 公園利用者数	○	利用者が管理開始以前の実績と同程度であった。
17 備品貸出し状況	○	利用者数が管理開始以前の実績と同程度であった。
18 自主事業	◎	公募時に提案された自主事業を概ね実施し、多くの施設利用者に喜ばれた
運営状況に対する評価点数	3	

(3) 収支状況

	指標	評価	評価に対する説明
19	収支状況の報告	○	収支状況の報告に誤りがあったが、改善された。
	収支状況に対する評価点数	0	

(4) その他

	指標	評価	評価に対する説明
21	利用者満足度	○	利用者アンケートの総合的評価が6割～8割である。
22	苦情・要望	◎	苦情・要望を聞く仕組みがあり、苦情・要望に対する対応も適切になされた。
23	個人情報の保護	○	個人情報保護の規定を整備している。
24	情報公開	○	情報公開の規定を整備している。
25	秘密保持義務	○	秘密保持義務が守られている。
26	環境への配慮	○	環境に配慮した、物品購入、省エネルギーへの取組、リサイクルの推進等の対応を適切に行っている。
	その他の状況に対する評価点数	3	

3 評価点数(換算)

評価指標	
管理状況に対する評価点数	9
運営状況に対する評価点数	3
収支状況に対する評価点数	0
その他の状況に対する評価点数	3
合計	15

4 総合的な評価

評価	評価に対する説明
SS	管理状況については、概ね良好な施設の管理がなされ、管理に係る事務処理や書類整理も良くされている。特に緊急事態に対する対応・準備、市に提出する報告書等適切など4項目を良好とした。 運営状況については、自主事業の積極的な企画実施がなされていることで良好とした。 収支状況については、経費支出の増加により単年度マイナス収支であるが管理者の責任において経営努力がみられる。その他に苦情、要望に対する対応が迅速かつ正確に行われていることを良好と評価した。 中山間地域にある総合公園として、各施設の老朽化が進む中でサービスの低下を招くことなく来園者に喜ばれる公園となっている。 総じて一期目の経験をいかし二期目は、さらに優れた管理運営がなされている。

《評価符号と定義》

SS	総合評価の結果、特に優れていると認められる。(合計が15点以上)
S	総合評価の結果、優れていると認められる。(合計が5点以上15点未満)
L=標準	総合評価の結果、適正であると認められる。(合計が-5点以上5点未満)
U	総合評価の結果、努力が必要であると認められる。(合計が-15点以上-5点未満)
UU	総合評価の結果、かなり努力が必要であると認められる。(合計が-15点未満)

※S=スペシャルの略、L=レベル(標準)の略、U=アンダーの略

1 指定管理者

施設名	牧園・横川地区し尿処理場
指定管理者名	株式会社 三州衛生公社
指定期間	平成24年7月1日～平成29年3月31日
施設概要	所在地：霧島市牧園町宿窪田1516番地 設置目的：牧園・横川地区のし尿・浄化槽汚泥を処理（H21年度からは溝辺分も一部処理） 規模：6,845.59㎡ 処理能力：36kℓ/日
指定管理者の業務	し尿及び浄化槽汚泥の処理・し尿処理場の維持管理等

※評価は◎良好、○適当、△不適當3段階

※評価点数は3段階の評価区分を点数化して表す。◎⇒3点、○⇒0点、△⇒-3点として合計点を求める。

2 管理運営状況に対する評価

(1)管理状況		
指標	評価	評価に対する説明
1 開場時間、休場日の運用	◎	施設の設置条例の開場時間や休場日を遵守し、収集業者の搬入日程に支障を与えることなく開場した。
2 法令の順守	○	関係法令を遵守していると認められる。
3 適正な人員配置	◎	管理業務仕様書で示した以上の管理運営をするために必要な人員及び資格者を配置している。
4 従事者の労働環境確保	◎	労働関係法令が遵守され、従事者の満足度も高い。
5 従事者の教育・研修	◎	従事者の教育や研修が非常に良く行われている。
6 緊急事態の対応	○	事故、災害等の緊急事態に対する対応（準備）ができてい
7 文書の管理保存	◎	作成、受領した文書が1箇所しに整然と置かれ適切な管理がな
8 報告書等の提出	◎	月例報告書、事業報告書、その他報告等の提出や内容が適切
9 利用料金等の徴収事務	—	投入手数料の徴収を委託していない。
10 口座管理、経理の区分	○	指定管理者の収支は本社内の口座で管理され、経理区分も明
11 付保する保険	◎	独自に、漏水による被害を起こした場合、周囲に対する損害
12 施設の使用許可及び条件	—	市民が直接、使用する施設ではない。
13 備品の管理	◎	備品の管理（点検や修繕等）を適切に行い補充もおこな
14 施設の修繕管理	◎	修繕の執行が自社のノウハウを活かし迅速かつ効果的に行わ
15 清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務	◎	清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務をさらに効率よ
管理状況に対する評価点数	30	

(2)運営状況		
指標	評価	評価に対する説明
16 施設利用状況	◎	し尿処理を適正に行い、周囲からの悪臭等に対する苦情もな
17 各室貸出し状況	—	市民が直接、使用する施設ではない。
18 自主事業	—	自主事業は行っていない。
運営状況に対する評価点数	3	

## (3) 収支状況

	指 標	評価	評価に対する説明
19	収支状況の報告	○	監査委員より、収支状況の報告に誤りを指摘されたが、改善された。
	収支状況に対する評価点数	0	

## (4) その他

	指 標	評価	評価に対する説明
21	利用者満足度	—	市民が直接、使用する施設ではない。
22	苦情・要望	◎	苦情・要望等を聞く仕組みがあり、苦情・要望等に対する対応も適切になされた。
23	個人情報の保護	—	個人情報を扱う施設ではない。
24	情報公開	○	施設の状況の情報公開の規定を整備している。
25	秘密保持義務	○	秘密保持義務が守られている。
26	環境への配慮	○	環境に配慮した、物品購入、省エネルギーへの取組、リサイクルの推進等の対応を適切に行っている。
	その他の状況に対する評価点数	3	

## 3 評価点数(換算)

評価指標	
管理状況に対する評価点数	30
運営状況に対する評価点数	3
収支状況に対する評価点数	0
その他の状況に対する評価点数	3
合 計	36

## 4 総合的な評価

評価	評価に対する説明
<b>SS</b>	牧園・横川地区し尿処理場の運営管理状況に対する評価は、特に優れていると認められる。 公衆衛生施設としての、し尿・浄化槽汚泥の適正な処理や住民感情に配慮した運営、環境美化への努力等も認められ、また、指定管理者のノウハウを活かしながら修繕・メンテナンスも適切に対応していると認められる。

## 《評価符号と定義》

<b>SS</b>	総合評価の結果、特に優れていると認められる。(合計が15点以上)
<b>S</b>	総合評価の結果、優れていると認められる。(合計が5点以上15点未満)
<b>L=標準</b>	総合評価の結果、適正であると認められる。(合計が-5点以上5点未満)
<b>U</b>	総合評価の結果、努力が必要であると認められる。(合計が-15点以上-5点未満)
<b>UU</b>	総合評価の結果、かなり努力が必要であると認められる。(合計が-15点未満)

※S=スペシャルの略、L=レベル(標準)の略、U=アンダーの略

1 指定管理者

施設名	霧島緑の村
指定管理者名	きりしまPPP株式会社
指定期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霧島市霧島田口2583番地13</li> <li>・自然とふれあいながら地域住民の交流を促進し、連帯意識を高めて住民の生活向上を図るとともに、地域の総合的な発展を期するための施設である。</li> <li>・30,055㎡：自然環境活用センター（体育館、ホール、会議室）、テニスコート2面、バンガロー4棟、緑地広場、温泉棟</li> </ul>
指定管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の維持管理に関する業務</li> <li>・施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務</li> <li>・施設の利用料金の収受に関する業務</li> <li>・第3号に掲げるもののほか、市長が施設の管理上必要と認める業務</li> </ul>

※評価は◎良好、○適当、△不適当3段階

※評価点数は3段階の評価区分を点数化して表す。◎⇒3点、○⇒0点、△⇒-3点として合計点を求める。

2 管理運営状況に対する評価

(1)管理状況		
指標	評価	評価に対する説明
1 開館時間、休館日の運用	○	施設の設置条例の開館時間や休館日を遵守した。
2 法令の順守	◎	関係法令を遵守し、さらに、それ以上の基準を事業所内で設けて実施している。
3 適正な人員配置	○	管理運営するために必要な人員及び資格者を適正に配置している。
4 従事者の労働環境確保	◎	労働関係法令が遵守され、従事者の満足度も高い。
5 従事者の教育・研修	◎	従事者の教育や研修が非常に良く行われている。
6 緊急事態の対応	◎	事故、災害等の緊急事態に対する対応（準備）が非常に良くできている。
7 文書の管理保存	◎	作成、受領した文書が1箇所しに整然と置かれ適切な管理がなされている。
8 報告書等の提出	◎	月例報告書、事業報告書、その他報告等の提出や内容が適切であった。
9 利用料金等の徴収事務	◎	利用料金の承認手続きは期限内に速やかに行われた。
10 口座管理、経理の区分	○	指定管理者の収支は事業所内の口座で管理され、経理区分も明確である。
11 付保する保険	○	協定書で指定する賠償保険に加入している。
12 施設の使用許可及び条件	○	施設使用許可、使用制限、使用条件の変更、入場拒否は設置条例に従い適切に行った。
13 備品の管理	◎	備品の管理（点検や修繕等）を適切に行い補充もおこなった。
14 施設の修繕管理	◎	修繕の執行が自社のノウハウを活かし迅速かつ効果的に行われている。
15 清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務	◎	清掃業務、警備業務、その他必要な管理業務をさらに効率よく行った。
管理状況に対する評価点数	30	

(2)運営状況		
指標	評価	評価に対する説明
16 施設利用状況	○	利用者数が管理開始以前の実績と同程度であった。
17 貸出し状況	-	備品等の貸し出しは無い。
18 自主事業	○	公募時に提案された自主事業を概ね実施した。
運営状況に対する評価点数	0	

(3) 収支状況

指標	評価	評価に対する説明
19 収支状況の報告	◎	収支状況の報告に概ね誤りがなかった。
収支状況に対する評価点数	3	

(4) その他

指標	評価	評価に対する説明
21 利用者満足度	◎	利用者アンケートの総合的な評価が9割以上
22 苦情・要望	◎	苦情・要望等を聞く仕組みがあり、苦情・要望等に対する対応も適切になされた。
23 個人情報の保護	◎	個人情報保護の規定を整備し、研修や運用等の適切な対応がされている。
24 情報公開	◎	情報公開の規定を整備し、研修や運用等の適切な対応がされている。
25 秘密保持義務	◎	秘密保持義務に対する、研修や運用等の適切な対応がされている。
26 環境への配慮	○	環境に配慮した、物品購入、省エネルギーへの取組、リサイクルの推進等の対応を適切に行っている。
その他の状況に対する評価点数	15	

3 評価点数(換算)

評価指標	
管理状況に対する評価点数	30
運営状況に対する評価点数	0
収支状況に対する評価点数	3
その他の状況に対する評価点数	15
合計	48

4 総合的な評価

評価	評価に対する説明
SS	指定管理者は、体育施設の設置目的を十分理解し適切な管理運営に努めており、指定管理業務は概ね良好に実施されていると認められる。 霧島緑の村の指定管理者は市内の建設業者の集合体であることから、広大な都市公園の維持管理については土木・建築・造園の技術が十分活かされており適切な水準が確保されている。 特に緑地広場においては、定期的な芝の刈り込み作業により、年間を通して良好な状態を保っていることから、利用者の満足度の高いことがアンケート調査によって伺える。 総じて、広大な施設の維持補修に努め、利用者を増やそうとする施設運営について、利用者の満足度を高めるものであり優れていると評価するものである。 今後とも、利用者の満足度を高めるよう良好な施設管理・運営の継続をお願いしたい。

《評価符号と定義》

SS	総合評価の結果、特に優れていると認められる。(合計が15点以上)
S	総合評価の結果、優れていると認められる。(合計が5点以上15点未満)
L=標準	総合評価の結果、適正であると認められる。(合計が-5点以上5点未満)
U	総合評価の結果、努力が必要であると認められる。(合計が-15点以上-5点未満)
UU	総合評価の結果、かなり努力が必要であると認められる。(合計が-15点未満)

※S=スペシャルの略、L=レベル(標準)の略、U=アンダーの略